

相談室便り 2004年2月号



梅のつぼみもふくらんできて、なんとなく日ざしも暖かく感じられるようになりました。厳しい寒さも、もう少しですね。

今回は『障害年金』について、御説明させていただきます。

『障害年金』とは、病気、けがで心身に障害を残した時、そしてその障害が一定以上の障害に該当すると認められた場合、生活能力が回復するまでの生活保障を目的につくられた社会保険です。対象年齢は65歳になるまでです。しかし、65歳まえでも、すでに国民年金(老齢基礎年金)の繰り上げ支給を受けている方は対象になりません。

『障害年金』には、『障害基礎年金』と『障害厚生年金』があります。

『障害基礎年金』

< 受給要件 >

資格期間: 障害の原因となる病気、けがで初めて受診した前々月までの年金保険を納めた期間が、国民年金保険に加入期間の3分の2以上であること。

障害年金の裁定申請ができる日(障害認定日)

初めて医師の診察を受けた時から、1年6ヶ月経過した時(その間に治った場合は治った時)に障害の状態にあるか、または65歳になるまでに、障害の状態になった時。

< 障害の程度 >

国民年金障害程度等級表に基づいて1級または、2級の障害に該当すると裁定されたとき(身体障害者の等級とは別です)。

< 年金額(H15年度): 1年間に支給される額 >

1級: 996,250円 + 子の加算

2級: 797,000円 + 子の加算

子の加算: 障害年金の受給者に18歳未満の子がいるときに加算されます。

『障害厚生年金』

障害厚生年金は、障害の原因となる病気やけがのために初めて受診した日が、厚生年金の被保険者期間中であった場合、障害基礎年金に上積みして支給されます。

< 受給要件 >

障害基礎年金と同じです。

< 障害の程度 >

障害基礎年金は1、2級しかありませんが、障害が軽い場合、厚生年金保険独自の障害厚生年金3級、または障害一時金が支給されます(厚生年金障害等級程度表に基づいて裁定されます)。

< 年金額 >

受給者の平均標準報酬月額、厚生年金の被保険者であった期間によって違います。

『障害基礎年金』『障害厚生年金』の申請方法

障害給付裁定請求書を提出します。提出場所は国民年金のみの加入者は、市町村の国保年金係。障害厚生年金の裁定をする方、また国民年金と厚生年金の両方の被保険者の期間を持つ方は、社会保険事務所に必要書類を添えて提出します。

今回は障害年金について取り上げてみました。年金制度は改正も多く、内容もたいへんわかりづらいと思います。でも、該当するようであれば裁定申請を行い、生活の安定に少しでも役立てていただきたいと思います。

何かわからないことがありましたら、いつでもソーシャルワーカーにお声をかけて下さい。



北関東循環器病院 医療相談室